

障害保健福祉関係主管課長会議資料

母子保健対策の推進について

1 周産期医療ネットワークの整備について

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」において、高次の医療機関（総合周産期母子医療センター）を中核とした周産期医療ネットワーク（システム）の整備を計画的に進めているところであり、また、平成14年12月に決定された障害者基本計画に沿った重点施策実施5か年計画においても周産期医療ネットワークの整備を図ることとされているところである。

各都道府県においては、厳しい財政状況下ではあるが、次世代育成支援の一環として、地域の周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター等との母体及び新生児の搬送体制をはじめとする周産期医療ネットワークの整備をお願いしたい。

国においては、平成17年度において創設された母子保健医療対策等総合支援事業の中で、引き続き周産期医療ネットワークの整備等に努めていくこととしているので御了知願いたい。

2 発達障害への対応について

発達障害者支援法においては、「母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害児の早期発見に十分留意しなければならない」、また、「発達障害の疑いがある児童を発見した場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センターや専門的な治療が可能な医療機関を紹介し、又は助言を行うものとする」とされており、発達障害児の早期発見及び支援のより一層の充実が求められている。

発達障害については、知的な障害等を伴い早期に発見しやすい場合もあるが、一方で、集団生活を行う年齢になり問題化する場合や、発達段階の途中であることから判断が難しい場合も多くあり、原因が発達障害にあることがわからずに「落ち着きがない」「親の言うことを聞かない」等によって子どもが虐待を受けるケースも存在する。

発達障害に関する基本的な知識を関係者が備えた上で、子どもやその家族に対応することが重要であることから、都道府県におかれては、これらの趣旨を踏まえ、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、児童の発達

障害の早期発見に十分留意するよう、この周知及び引き続き適切な健康診査の実施を図っていただくよう、管内市町村にご指導願いたい。

3 「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」について

今後、心身の発達障害や心の問題を抱える子どもの保護者の育児不安を解消するには高度専門的な診断・治療が必要な事例に対応できる小児科医、精神科医の連携が重要とされており、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」においても、「2010年までに親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合を100%にする」ことを目標として取り組んでいるところである。

現在、雇用均等・児童家庭局においては局長が招集する「子どもの心の診療医に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの医師の養成方法について、有識者や関係学会による検討を行っているところである。報告書は平成17年度末までに取りまとめる予定である。

また、平成18年度においても、本検討会報告書を土台とし、より具体的な養成プログラムの作成等を検討する予定である。

「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」

1 目的

「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」は、「健やか親子21」の主要4課題の一つとして推進されており、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）においては、今後5年間の目標として、「子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師）の割合100%」を掲げている。

児童虐待が急増する中、心身の発達障害や心の問題を抱える子どもの保護者の育児不安を解消することが児童虐待の防止にもつながることが認識され、子どもの心の問題に関する診療を行うことのできる専門家の確保が急務となっている。

さらに、平成16年12月に成立した「発達障害者支援法」に基づき、発達障害児の健全育成を促進するための総合的な地域支援を推進することが求められており、発達障害の診断・治療やケアを適切に行うことのできる小児科医及び児童精神科医の需要が増大している。

しかしながら、我が国では、心身症や精神疾患及び虐待による心の問題や発達障害などの子どもの心の問題に対応できる小児科医及び児童精神科医が極め

て少ない状況にある。

このため、雇用均等・児童家庭局長が「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの専門の医師の養成方法について、有識者や関係学会の代表による検討を行う。

2 検討会委員 (五十音順、敬称略)

- 牛島 定信 日本児童青年精神医学会理事長、東京慈恵会医科大学名誉教授、東京女子大学文理学部心理学科客員教授
- 奥山真紀子 国立成育医療センターこころの診療部部長
- 齋藤万比古 国立精神・神経センター精神保健研究所児童・思春期精神保健部長
- 杉山登志郎 日本小児総合医療施設協議会、あいち小児保健医療総合センター心療科部長
- 富田 和巳 日本小児心身医学会理事長、こども心身医療研究所所長
- 西田 寿美 全国児童青年精神科医療施設協議会会長、三重県立小児診療センターあすなろ学園長
- 伯井 俊明 社団法人日本医師会常任理事
- 別所 文雄 日本小児科学会理事、杏林大学小児科学教授
- 星加 明德 日本小児精神神経学会理事長、東京医科大学小児科学教授
- 保科 清 社団法人日本小児科医会副会長、医療法人財団順和会山王病院小児科教授
- 南 砂 読売新聞編集局解説部次長
- 桃井真里子 日本小児神経学会理事、自治医科大学小児科学教授
- 森 隆夫 社団法人日本精神科病院協会常任理事、あいせい紀年病院理事長
- ◎柳澤 正義 日本子ども家庭総合研究所副所長、国立成育医療センター名誉総長
- 山内 俊雄 日本精神神経学会理事長、埼玉医科大学学長
- 吉村 博邦 全国医学部長病院長会議会長、北里大学医学部長

◎座長、○副座長

3 検討項目

- (1) 子どもの心の診療に関する現状と課題
- (2) 今後の子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成方法について

小児慢性特定疾患治療研究事業と育成医療の取扱いについて

慢性心疾患に係る小児慢性特定疾患治療研究事業と育成医療の取扱いについては、平成17年2月21日に事務連絡（Q&A）を発出したところである。

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行となり、育成医療についても自立支援医療に位置づけられることとなるが、上述の取扱いについては変更がないこと。

（参考：平成17年2月21日母子保健課福祉係事務連絡（Q&A））

「小児慢性特定疾患治療研究事業と育成医療との関係については、疾病にもよるが原則として内科的治療については小児慢性特定疾患治療研究事業、外科的治療については育成医療で対応することとされてきたところであり、従来の取扱いを変えるものではない。」

(資料)

周産期医療ネットワーク(概要)

1. 趣旨

近年の少子少産化傾向において、緊急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療についての体制の整備を図るものである。

2. 事業内容

- (1) 周産期医療協議会の設置
- (2) 情報ネットワークの整備事業
- (3) 専門家の養成研修事業
- (4) 搬送システム等の調査研究事業

3. 周産期医療体制図

